

平成 27 年度における障害者虐待についての相談・通報等の状況について  
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

(1) 相談・通報件数等

(単位：件)

虐待者の種別	養護者	施設従事者等	使用者	その他	計
相談・通報件数	29	5	22	6	62
虐待の事実が認められた件数	9	2	11	0	22
被虐待者数	9	2	11	0	22

(注) 相談・通報件数は、県 25 件、市町村 37 件。

(注) 使用者による虐待 11 件については、最低賃金の減額特例許可申請の更新がなされていないなどにより、労働局から県に通報があった「経済的虐待」のケース。

(2) 相談・通報経路(重複あり)

(単位：件)

	本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	市町村行政職員	その他	労働局からの通報	不明(匿名を含む)	計
養護者による虐待	2	7	0	1	5	1	6	0	5	3	0		2	32
施設従事者等による虐待	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3		1	10
使用者による虐待	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	22
その他	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6
計	9	10	0	1	6	1	7	0	5	3	4	21	3	70
構成割合	14.5%	16.1%	0.0%	1.6%	9.7%	1.6%	11.3%	0.0%	8.1%	4.8%	6.5%	33.9%	4.8%	—

(注) 構成割合は、表 1 の相談・通報件数計 62 件に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型(重複あり)

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置(ネグレクト)	経済的虐待	計
養護者による虐待	4	1	3	3	3	14
施設従事者等による虐待	2	0	0	0	0	2
使用者による虐待	0	0	0	0	11	11
計	6	1	3	3	14	27
構成割合	27.3%	4.5%	13.6%	13.6%	63.6%	—

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた件数 22 件に対するもの。

(4) 被虐待者の状況

ア. 被虐待者の障害種別 (重複あり)

(単位：人)

	身体障害	知的障害	精神障害(発達障害を除く)	発達障害	その他の心身機能の障害	不明	計
養護者による虐待	4	4	2	0	0	0	10
施設従事者等による虐待	0	2	0	0	0	0	2
使用者による虐待	0	5	6	0	0	0	11
計	4	11	8	0	0	0	23
構成割合	18.2%	50.0%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	-

(注) 構成割合は、虐待を受けた人数 22 人に対するもの。

イ. 被虐待者の性別

(単位：人)

	男性	女性	計
養護者による虐待	3	6	9
施設従事者等による虐待	2	0	2
使用者による虐待	8	3	11
計	13	9	22
構成割合	59.1%	40.9%	100%

(注) 構成割合は、虐待を受けた人数 22 人に対するもの。

ウ. 被虐待者の年齢

(単位：人)

	～中学生	15～17歳	18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	計
養護者による虐待	0	0	1	0	2	0	1	4	0	1	0	0	0	0	9
施設従事者等による虐待	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
使用者による虐待	0	0	0	1	1	1	0	0	3	0	0	0	0	5	11
計	1	0	1	1	3	1	1	5	3	1	0	0	0	5	22
構成割合	4.5%	0.0%	4.5%	4.5%	13.6%	4.5%	4.5%	22.7%	13.6%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	22.7%	100%

(注) 構成割合は、虐待を受けた人数 22 人に対するもの。

(5) 虐待者等の状況

ア. 虐待者の続柄【養護者による虐待の場合】 (重複あり)

(単位：人)

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	嫁の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	おば・おじ	計
人数	7	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	10
構成割合	77.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-

(注) 構成割合は、虐待者数 9 人に対するもの。

イ. 虐待者の職種【障害者福祉施設従事者等による虐待の場合】

	人数
その他従事者	2
計	2

ウ. 虐待のあった障害者福祉施設等の種別

	件数
放課後等デイサービス	1
障害者支援施設	1
計	2

(6) 虐待への対応

ア. 養護者による虐待（市町村の対応）

(ア) 虐待への対応策としての分離の有無

(単位：件)

	件数
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	4
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	0
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	3
現在対応について検討・調整中の事例	2
既に別居状態にあるなど分離の必要のない事例	0
その他	0
計	9

(イ) 分離を行った事例における対応の内訳

(単位：件)

	件数
契約による障害福祉サービスの利用①	2
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置②	1
①、②以外の方法による一時保護	1
医療機関への一時入院	0
親戚宅等への一時避難	0
※分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例	2
計	4

イ. 障害者福祉施設従事者等による虐待

(単位：件)

	件数
障害者虐待に対する改善状況の報告徴収	2
計	2

ウ. 使用者による虐待

使用者による虐待7件は、最低賃金の減額の特例許可の期限が切れているにもかかわらず再申請がされていない事例や労働基準法に基づく深夜労働に係る割増賃金が支払われていなかった事例で、経済的虐待に該当するとして労働局から通報があったものであり、労働局において対応している。